

子ども・子育て支援法（抜粋）

◆市町村子ども・子育て支援事業計画

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

子ども・子育て支援法（令和元年10月1日施行予定）

第五十九条 市町村は、内閣府令で定めるところにより、第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用できるよう、子ども及びその保護者の身近な場所において、地域の子ども・子育て支援に関する各般の問題につき、子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の内閣府令で定める便宜の提供を総合的に行う事業（⇒利用者支援に関する事業）

- 二 教育・保育給付認定保護者であつて、その保育認定子どもが、やむを得ない理由により利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において当該特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者による保育（時間外保育）を受けたものに対し、内閣府令で定めるところにより、当該教育・保育給付認定保護者が支払うべき時間外保育の費用の全部又は一部の助成を行うことにより、必要な保育を確保する事業（⇒**時間外保育事業**）
- 三 教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者のうち、その属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める基準に該当するものに対し、当該教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者が支払うべき次に掲げる費用の全部又は一部を助成する事業
- イ 当該教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもが特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育又は特例保育を受けた場合における日用品、文房具その他の特定教育・保育等に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用その他これらに類する費用として市町村が定めるもの
- ロ 当該施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用給付認定子どもが特定子ども・子育て支援を受けた場合における食事の提供に要する費用として内閣府令で定めるもの（⇒**実費徴収に係る補足的給付を行う事業**）
- 四 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業（⇒**多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業**）
- 五 児童福祉法第六条の三第二項に規定する**放課後児童健全育成事業**
- 六 児童福祉法第六条の三第三項に規定する**子育て短期支援事業**
- 七 児童福祉法第六条の三第四項に規定する**乳児家庭全戸訪問事業**
- 八 児童福祉法第六条の三第五項に規定する**養育支援訪問事業**その他同法第二十五条の二第一項に規定する**要保護児童対策地域協議会その他の者による**同法第二十五条の七第一項に規定する**要保護児童等に対する支援に資する事業**
- 九 児童福祉法第六条の三第六項に規定する**地域子育て支援拠点事業**
- 十 児童福祉法第六条の三第七項に規定する**一時預かり事業**

- 十一 児童福祉法第六条の三第十三項に規定する**病児保育事業**
- 十二 児童福祉法第六条の三第十四項に規定する**子育て援助活動支援事業**
- 十三 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十三条第一項の規定に基づき**妊婦に対して健康診査を実施する事業**

三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

＜子ども・子育て支援法に基づく基本指針＞

- ・ 認定こども園の普及に係る基本的考え方
- ・ 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等必要な支援に関する事項
- ・ 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策
- ・ 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携についての基本的考え方、連携の推進方策

（中略）

- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

（中略）

- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

第六十二条

(中略)

2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、**次に掲げる事項を定めるものとする。**

(中略)

二 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

＜子ども・子育て支援法に基づく基本指針＞

- ・ 設定区域ごとの認定こども園の目標設置数及び設置時期
- ・ 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援その他地域の事情に応じた認定こども園の普及に係る基本的考え方

三 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

＜子ども・子育て支援法に基づく基本指針＞

- ・ 保育教諭、幼稚園教諭、保育士その他の特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項
- ・ 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の養成及び就業の促進等に関する事項（処遇改善を始め労働環境等にも配慮）

四 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項

＜子ども・子育て支援法に基づく基本指針＞

- ・ 次に掲げる施策を踏まえつつ、各都道府県（政令市）の実情に応じた施策
 - (一) 児童虐待防止対策の充実
 - (二) 社会的養護体制の充実
 - (三) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
 - (四) 障害児施策の充実等